

ジャパンインターナショナルボートショー2016 公式ホームページ 広告注意書

2015年10月26日

(一社)日本マリン事業協会

《広告注意書》

- 1: 広告掲載のお申込み書の受理を以て、広告の契約が成されたものとします。
- 2: 申込者が広告の入稿を行う場合には、ボートショー編集部が指定する日時までに、編集部の指定する形式・形態で行うものとします。
申込者の故意または過失によって入稿が行われなかった場合でも、ボートショー編集部は広告契約に基づき申込料金を徴収いたします。
- 3: ボートショー編集部は、広告掲載契約が成立した後も、お申し込みを受けた当該広告からのリンク先「(リンク先サイト)」の内容等が各種法令に違反しているもしくはそのおそれがある、または(一社)日本マリン事業協会の定める広告掲載基準に抵触していると判断した場合、当該お申し込みにかかるリンク先サイトの内容等の変更を求めることができるものとします。
- 4: 掲載開始の前後を問わず、申込者がボートショー編集部からの前項に基づく申し入れを拒絶した場合、または申込者が直ちに変更を行わない場合、ボートショー編集部は、申込者に対して債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負うことなく広告掲載契約を解除することができるものとします。
- 5: 申込者は、お申し込みにかかる広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと、および記載内容に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることをボートショー編集部に対して保証するものとします。
- 6: 第三者からボートショー編集部に対し、広告に関連して損害を被ったという請求がされた場合は、申込者の責任および負担において解決するものとします。ただし、当該損害がボートショー編集部の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。
- 7: 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生などボートショー編集部ならびに(一社)日本マリン事業協会の責に帰すべき事由以外の原因により広告掲載契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、ボートショー編集部ならびに(一社)日本マリン事業協会にはその責を問われないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとします。ただし、ボートショー編集部の故意または重過失による場合はこの限りではありません。なお、この場合、ボートショー編集部が掲載を行わなかった部分については申込者の支払債務も生じないものとします。
- 8: 広告掲載中に当該広告からのリンクがデッドリンクとなった場合やリンク先サイトに不具合が発生した場合、ボートショー編集部は当該広告掲載を停止することができるものとし、この場合は広告不掲載の責を負わないものとします。
- 9: 広告掲載契約に関連して、理由のいかんを問わずボートショー編集部が申込者に対し債務不履行責任、損害賠償責任を負った場合には、当該賠償額は広告掲載契約に基づく広告料を上限とします。
- 10: ボートショー編集部は、広告掲載契約に基づく広告を掲載することにより、掲載を証するものとします。
- 11: 広告料金は別途定める料金表のとおりとします。
- 12: 本条に定める広告料金の支払は、(一社)日本マリン事業協会が定める銀行口座に、広告料金に消費税および地方消費税を加えた額を振込むことにより行うものとします。なお、振込手数料は申込者の負担とします。

13: 申込者が 12. に定める支払を遅滞した場合、ボートショー編集部は広告掲載契約および広告掲載のすべてを申込者による支払がなされるまで履行しないことができるものとします。この場合、申込者は当該広告掲載がなされないことについてボートショー編集部ならびに(一社)日本マリン事業協会に対し損害賠償請求を行うことはできないものとします。

14: 申込者が次の各号の一に該当した場合、ボートショー編集部は申込者への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲載契約の全部もしくは一部につき履行を停止し、または広告掲載契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。この場合、申込者に対して損害賠償の請求ができるものとします。

(1) 12. に違反したとき。

(2) 広告掲載契約に違反し、ボートショー編集部の催告にもかかわらず速やかにこれを履行しないとき。

(3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、もしくは営業免許取消などの公権力の処分を受け、または特別清算、民事再生手続、会社更生、破産等の法的倒産手続の申立てがあったとき、手形もしくは小切手を不渡りとしたとき、その他申込者の財政状態が悪化したとボートショーの主催者が判断したとき。

(4) 申込者または申込者の代理人、代表者もしくは従業員等が法令に違反した場合(報道の有無を問いません)などで、申込者から委託を受けた広告掲載を継続することがボートショーならびに(一社)日本マリン事業協会の利益または信用を阻害するおそれがあるとボートショー編集部が判断したとき。

(5) 申込者または申込者の代理人、代表者もしくは従業員等がボートショーならびに(一社)日本マリン事業協会、その関連会社または広告業界の信用を傷つけたとき、またはそのおそれがあると判断したとき。

(6) 広告またはリンク先サイトの記載内容の全部または一部が各種法令に違反しているもしくはそのおそれがあるとき、またはボートショーならびに(一社)日本マリン事業協会の定める広告掲載基準に抵触しているとき。

(7) 申込者または申込者の役員が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、およびこれらに準じるもの)であることが判明したときあるいは申込者または申込者の役員と反社会的勢力との関与が明らかになったとき。

(8) 広告の記載内容が不適切とボートショー編集部が判断したとき。

申込者が前項の各号の一に該当した場合、申込者がボートショー編集部ならびに(一社)日本マリン事業協会に対して負担する一切の債務(この広告掲載契約における債務に限られません)に関する期限の利益は直ちに喪失するものとします。

申込者は、広告掲載契約に定める広告料金全額を支払って、いつでも広告掲載契約を解除することができるものとします。

15: 申込者は、広告掲載または広告掲載契約に関して知り得た(一社)日本マリン事業協会の秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩をしてはならないものとします。

以上